

# 二宮町分別収集計画

平成25年

# 目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	計画の基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	計画の対象品目	2
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6.	容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み	4
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	5
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7
13.	その他のリサイクル	8

## 1. 計画策定の意義

21 世紀は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会経済、ライフスタイルを見直し、ごみの発生を最小限に抑え、発生した場合でも再利用・資源化し、環境への負荷をできるだけ少なくする循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町では平成 6 年度から段ボール・雑紙・牛乳パックを含む古紙布類、平成 8 年度からペットボトル・トレイ・その他プラスチックを含む樹脂類を分別収集し、循環型社会形成への取組みを進めてきた。平成 19 年度の焼却場停止に伴う、可燃ごみ外部搬出開始に際しては、可燃ごみの 50%削減を目標とした、「ごみ減量化緊急宣言」を行い、平成 20 年度から剪定枝・草・落ち葉の分別収集及び資源化を開始し、平成 24 年度には廃食用油の分別収集及び資源化を開始するなど、可燃ごみ減量の観点からも、分別収集の一層の推進を行っている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集することにより、限りある資源を有効に利用することや最終処分量の減量化を目的に町民、事業者、町の役割の明確化、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たり次により基本的方向を示す。

- ① 町民、事業者、町の協働による、具体的な目標を持ったごみ減量化、リサイクルの推進
- ② 町民、事業者、町が一体となった 3 R ・ 3 S の推進による循環型社会形成の促進
- ③ 分別収集の徹底による資源化の促進

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 26 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

#### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	2,001 t	1,996 t	1,993 t	1,990 t	1,988 t

#### 6. 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項

容器包装廃棄物の排出抑制のため町民・事業者・町等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら次の方策を実施する。

##### ① 町による情報提供及び啓発

買い物袋の持参や小売店の包装の簡素化の推進など、環境に配慮した自主的な取り組みによる排出抑制を促進する。

##### ② 町による町民の自主的な取り組みへの支援

住民団体による資源回収やリサイクル活動、イベント等について支援する。

##### ③ 事業者による容器包装廃棄物資源回収の推進

製造・販売事業者等による容器包装廃棄物の回収を推進する。

##### ④ ごみ減量化推進協議会の設置

町民(公募)、事業者、学識経験者からなるごみ減量化推進協議会を中心に、廃棄物全体の減量化だけでなく、容器包装廃棄物の減量化、資源化等についても審議を進め、その内容を施策に反映していく。

##### ⑤ 地域環境推進員の設置

地区ごとに町民と町のパイプ役となる地域環境推進員を設置し、町の施策について町民に理解を深めてもらうとともに、幅広い層の町民・事業者のごみ排出状況の把握に努め、施策に反映していく。

##### ⑥ 地域説明会の実施

平成27年度からガラス製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、独自処理から公益財団法人日本リサイクル協会（以下「容リ協」）へ引渡すことに変更するため、一部分別収集区分の変更を行うため、地域説明会を実施し、分別収集の徹底を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	金属空き缶類【平成26年度】 空き缶類【平成27年度～】
主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 無色のガラス製容器</li> <li>— 茶色のガラス製容器</li> <li>— その他の色のガラス製容器</li> </ul>	空きビン【平成26年度】 ビン【平成27年度～】
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	古紙・布類（飲料紙パック）【平成26年度】 古紙類（飲料紙パック）【平成27年度～】
主として段ボール製の容器	古紙・布類（段ボール）【平成26年度】 古紙類（段ボール）【平成27年度～】
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	樹脂類（ペットボトル）【平成26年度】 ペットボトル【平成27年度～】
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	樹脂類（発泡スチロール等）【平成26年度】 容器包装プラスチック【平成27年度～】

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器  
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
主としてスチール製の容器	28 t		28 t		28 t		28 t		28 t	
主としてアルミ製の容器	33 t		32 t		32 t		32 t		32 t	
無色のガラス製容器	(合計) 113 t		(合計) 113 t		(合計) 112 t		(合計) 112 t		(合計) 112 t	
	(引渡) t	(独自) 113 t	(引渡) 113 t	(独自) t	(引渡) 112 t	(独自) t	(引渡) 112 t	(独自) t	(引渡) 112 t	(独自) t
茶色のガラス製容器	(合計) 63 t		(合計) 63 t		(合計) 63 t		(合計) 62 t		(合計) 62 t	
	(引渡) t	(独自) 63 t	(引渡) 63 t	(独自) t	(引渡) 63 t	(独自) t	(引渡) 62 t	(独自) t	(引渡) 62 t	(独自) t
その他のガラス製容器	(合計) 43 t		(合計) 43 t		(合計) 43 t		(合計) 43 t		(合計) 43 t	
	(引渡) t	(独自) 43 t	(引渡) 43 t	(独自) t	(引渡) 43 t	(独自) t	(引渡) 43 t	(独自) t	(引渡) 43 t	(独自) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	16 t		16 t		16 t		16 t		16 t	
主として段ボール製の容器	299 t		298 t		297 t		296 t		295 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 88 t		(合計) 87 t		(合計) 87 t		(合計) 87 t		(合計) 86 t	
	(引渡) t	(独自) 88 t	(引渡) 87 t	(独自) t	(引渡) 87 t	(独自) t	(引渡) 87 t	(独自) t	(引渡) 86 t	(独自) t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 22 t		(合計) 318 t		(合計) 317 t		(合計) 316 t		(合計) 315 t	
	(引渡) t	(独自) 22 t	(引渡) 318 t	(独自) t	(引渡) 317 t	(独自) t	(引渡) 316 t	(独自) t	(引渡) 315 t	(独自) t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) スチール製容器、アルミ製容器

直近年度の分別基準適合物等の収集実績3ヵ年の平均 × 人口変動率

(2) 無色・茶色・その他の色のガラス製容器、紙製容器、段ボール製容器、ペットボトル

直近年度の分別基準適合物等の収集実績5ヵ年の平均 × 人口変動率

(3) その他のプラスチック製容器包装

・平成26年度までの推計

直近年度の分別基準適合物等の収集実績4ヵ年の平均 × 人口変動率

・平成27年度からの推計

各年度の人口推計 × 他市町の原因単位

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
29,071人 (対前年度比)	28,955人 (対前年度比)	28,839人 (対前年度比)	28,724人 (対前年度比)	28,609人 (対前年度比)
99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%

※人口変動率は近年の傾向を勘案し、平成22～24年度の平均とした。

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

分別収集について、平成 26 年度までは現行の収集体制とし、平成 27 年度からスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器は、平塚市・大磯町との広域処理に変更し、また、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装は、独自処理から容リ協へ引き渡すことに変更する。分別収集体制については、表 10-1 に示す。なお平成 27 年度から変更する項目は、かっこ書きで示す。

表 10-1 分別収集の実施主体

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別の 区分	収集・運搬の段階	選別・保管等の段 階
スチール製容器	金属空き缶類 (空き缶類)	委託業者による指 定日回収	委託業者 (広域)
アルミ製容器			
無色のガラス製容 器	空きビン (ビン)	委託業者による指 定日回収	町 (広域)
茶色のガラス製容 器			
その他のガラス製 容器			
飲料用紙製容器	古紙・布類 (古紙類)	委託業者による指 定日回収	委託業者
段ボール			
ペットボトル	樹脂類 (ペットボトル) (容器包装プラス チック)	委託業者による指 定日回収	委託業者
その他のプラスチック製 容器包装			



## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別の 区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	金属空き缶類 (空き缶類)	袋	2t トラック車	委託業者 (広域)
アルミ			4t トラック車 2t 深ボデー車 3t 深ボデー車	
無色ガラス	空きビン (ビン)	袋	2t 平ボデー車	直 営 (広域)
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	古紙・布類 (古紙類)	結束	2t トラック車	委託業者
段ボール			3t トラック車 4t トラック車 2t 深ボデー車 3t 深ボデー車	
ペットボトル	樹脂類 (ペットボトル) (容器包装プラス チック)	袋	2t トラック車	委託業者
その他のプラスチ ック			3t トラック車 4t トラック車	

※中間処理施設及び保管施設について今後検討を進める。

平成 27 年度から変更する項目はかっこ書きで示す。

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取組を進める。

- (1) 町民(公募)、事業者、学識経験者からなる、ごみ減量化推進協議会を中心に、廃棄物全体の減量化、容器包装廃棄物の減量化及び資源化について審議し、その内容を施策に反映していく。
- (2) 町の施策について町民に理解を深めてもらうとともに、排出者である町民の実態を把握するため、町と町民を媒介する地域環境推進員を地区ごとに設置する。
- (3) 容器包装廃棄物がより適正に分別排出されるよう、平成 21 年 10 月に導入した事業系指定ごみ袋の使用徹底について、商店・事業所に指導を行う。
- (4) 広報紙やホームページにより、分別収集についての啓発を行う。

(5)毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

### 13. その他のリサイクル

当町では、「その他紙製容器包装」については、「雑紙」という品目で混合回収を行う。

雑紙の排出量・雑紙に含まれる「その他紙製容器包装」の排出見込量

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
雑紙	871 t	868 t	864 t	861 t	857 t
雑紙に含まれる 「その他紙製容 器包装」	87 t	87 t	86 t	86 t	85 t